

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
4 年 第 4 5 号	4. 1 1. 1	<p>日立市内に設置計画中の茨城県関与の新産業廃棄物最終処分場に係る基本計画の撤回を求める陳情</p> <p>I 陳情の趣旨</p> <p>2020年5月26日、茨城県知事は日立市内に標記産業廃棄物最終処分場（以下「新産 廃最終処分場」という。）を設置することを公表、本年2月6日の第4回新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）で、新産業廃棄物最終処分場基本計画案（以下、「基本計画案」という。）を取りまとめ、4月27日には同基本計画（以下、「基本計画」という。）を決定し、公表した。</p> <p>この基本計画では、大量の湛水を有する日立市諏訪町唐津沢の日立セメント（株）石灰石鉱山跡地に、「廃棄物処理センター」（注1）としては日本最大級の244万m³もの埋立て容量を有する管理型最終処分場を造り、県内外の、有害物質や放射性物質を含む産業廃棄物、一般廃棄物等をも処分するというものである。この計画が執行されれば、市民の環境、暮らし、そして命が脅かされることは必至である。よって、下記の陳情をする。</p> <p>（注1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の5に規定するもの。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 本年4月27日に茨城県が公表した基本計画は、日立市民に長期にわたる環境汚染や洪水災害の危険等押し付けるものであり、市民の不安は増すばかりである。幾つかの重大な調査も行われておらず、その事前調査の過程において、当該建設予定地が最も建設に不適格な土地であることを逆に明示したこと等から、茨城県議会は、茨城県知事に対して、この基本計画の執行をしない様、求めること。</p> <p>2 茨城県議会は、現地視察（調査）を行うこと。併せて、地方自治法（1947年法律第67号）第100条の2（専門調査）に基づき、茨城県議会の中に、基本計画等の専門的事項に係る調査・評価を、外部の学識経験を有する者等（策定委員会委員を除く純科学的研究者で構成）を組織して、早急に行うこと。</p> <p>3 茨城県議会は、茨城県知事に対し、基本計画に関する「茨城県県民意見提出手続き制度実施要綱」（平成30年制定）に基づくパブリックコメントを実施</p>	<p>県産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会 代表 荒川 照明 外1名</p>	<p>防災環境 産業</p>

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>する様、また、市民からの意見を聴く会を各小学区単位に行う様、求めること。</p> <p>4 茨城県議会としても、本陳情に関して、陳情者から直接、意見を聞くと共に、基本計画について、広く市県民の声を聴くこと。</p> <p>5 水源を守り、環境に負担を与えない産廃処分場整備のあり方を茨城県議会として早急に取りまとめること。</p> <p>II 陳情の理由</p> <p>1 基本計画は、当該建設予定地が最も産廃処分場建設に不適格な土地（①石灰石露天掘り鉱山跡地（現状は湖）への産業廃棄物等の埋設による広範囲の地下水及び河川等の汚染、②広大で急峻な沢地への建設による洪水・土石流災害の必至等）であることを明示している等、市民の重大な諸懸念に応じておらず、幾つかの重大な調査も行われていないままの計画である等、科学的にして十分なものと評価することはできない。重大な問題点（別紙）は未解明のままである。</p> <p>2021年6月25日に日立市議会（「以下、市議会」という。）が議決した「新たな産業廃棄物最終処分場整備の受入れに関する決議」中の受入れ前提条件たる「市民生活の安全安心の確保」、「本市の豊かな自然環境の保全」等は担保されていない。このまま新産廃最終処分場が設置されれば市民の環境と暮らし、そして命への影響は避けられない。</p> <p>2 茨城県議会は、これ迄、本件に関して現地視察（調査）を行っていない。</p> <p>また、基本計画等を正確に評価するには、地方自治法（1947年法律第67号）第100条の2（専門調査）（注2）に基づき、独自に、第三者の専門的な知識を有する者で構成する調査委員会を組織して、評価することが不可欠である。</p> <p>去る3月6日の日立市多賀市民会館での市民報告会でも、市民から、第三者機関による基本計画案の審議の要望があったところである（注3）。</p> <p>（注2）地方自治法 第100条の2（専門調査）「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。」</p> <p>（注3）策定委員会は、大学等の有識者が構成員となっはいるが、構成員には新産廃最終処分場事業主体、関連業界、地元経済団体、県（許認可権者）、市等の利害関係者も含まれており、基本計画策定のための</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>内部組織であって、市民の求めるところの、純科学的に基本計画を評価するための第三者組織とは言えない。</p> <p>3 2021年12月から本年3月にかけての2日間、茨城県は日立市内で基本計画案に関する市民報告会を開催したが、コロナ感染症のパンデミック中でもあり、参加者は175名だった。質問時間も短く、質問しても指名されぬ市民も多かった。市民の疑問は解消されなかった。</p> <p>また、同年12月14日開催の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下、「日立市産廃特別委員会」という。）で複数の市議会議員から市民報告会の追加開催要望があったが実現していない。去る6月下旬には『新産業廃棄物最終処分場基本計画[概要版]（令和4年4月 茨城県）が発刊され、日立市内の交流センターに備えられる等したが、市民説明会等はなされていない。</p> <p>この間、基本計画の策定にあたり「茨城県県民意見提出手続き制度実施要綱」（平成30年制定）に基づくパブリックコメントの実施がなされていない。</p> <p>多くの市民そして県民が、基本計画の中身を知らないまま、日本最大級の「廃棄物処理センター」の設置が進むとなれば、それは「国民主権」並びに「住民自治」を軽んじていることになる。</p> <p>4 2021年2月26日、本会は貴職に「日立市諏訪町地内への県産業廃棄物最終処分場の建設計画撤回に関する陳情」を提出する等してきたが、防災環境産業委員会は現地視察（調査）をしておらず、内容に関する議論も不十分で、本会から意見を聴取することもしていない。また、新産廃最終処分場設置は日立市民だけの問題ではないにも拘わらず、広く県民の声を聴く対応もしていない。</p> <p>5 県内の一地域に、県外の産業廃棄物迄処分する巨大な産業廃棄物最終処分場を建設し、特定地域の自然と市民生活を犠牲にする整備のあり方は、私たちの生存権を根底から脅かすものであり、基本的人権の保障を定めた日本国憲法の是とするものではない。</p> <p>（別紙）基本計画の問題点</p> <p>1 新産廃最終処分場が、「エコフロンティアかさま」（以下、「エコフロかさま」という。）同様、日本最大級の廃棄物処理センターであること、茨城県内だけではなく県外からの産業廃棄物や一般廃棄物も扱うこと、その具体的な内容等が明記されていないこと。</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>2 新産廃最終処分場で受け入れる廃棄物には放射性物質を一定含有するものがある こと、また、遮水工関係諸材料への放射性物質の影響についても触れていないこと。</p> <p>3 新産廃最終処分場建設予定地の中心部は空洞や高透水性の石灰岩層から成る巨大な沢地（唐津沢）の掘削跡地（大きな湛水池（注4））であり、産廃最終処分場としては最も不適である。河川や地下水等への汚染は避けられない。それにも拘わらず、策定委員会は地質（注4）、土壌（注5）、水文（注6）、水質（注7）、そして生物（注8）等に係る十分な調査をしないまま、基本計画を策定していること。</p> <p>（注4）埋立施設の中央部＝湛水池は地質調査がなされていない。</p> <p>（注5）ダイオキシン類・環境ホルモン等の化学物質調査がなされていない。</p> <p>（注6）湛水池の水面高は近接の鮎川水面より低く、「湛水は地下水となって北側（下流側）に流出している可能性がある」旨、記されながら流出量等の確定調査もしていない為、水の流入、流出の収支が明確になっていない。</p> <p>（注7）河川水や近隣の民家等の井水（地下水）の大腸菌類及びダイオキシン類・環境ホルモン等の化学物質調査がなされていない。</p> <p>（注8）本年3月6日の市民報告会で、市民から「計画地には貴重な植物、生物、こけ類、軟体動物、貝類等が存在している。レッドデータブック掲載のものもある。調査して欲しい」と要望があり、県と事業団は「調査中」と回答している。</p> <p>4 当地を埋め立て、その上に廃棄物を山のように積み上げる計画だが、降雨予測量が水防法（1949年法律第193号）に定める想定最大規模降雨量より小さく、豪雨時の洪水、廃棄物流出、土石流発生等の災害予測が不十分であること（注9）。</p> <p>（注9）1947年9月のキャサリン台風で、日立市内は各所で大きな洪水被害が発生、日立セメント(株)太平田鉦山もまた大きな洪水被害を受けたが、これを考慮していない。</p> <p>5 2021年7月15日付、国水政第20号各都道府県知事及び各指定都市の長宛国土交通省水管理・国土保全局長名通達「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の」一部の施行について」に基づき、令和7年度までに、全</p>		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<p>ての河川について「洪水浸水想定区域図」の作成・公表が義務付けられたが、基本計画ではこのことに全く触れていないこと（注10）。</p> <p>（注10）早急に、茨城県及び日立市の河川管理主管課と協議し、鮎川及び桜川の各流域（唐津沢等支川を含む）について、「洪水浸水想定区域図」を作成し、公表することが求められている。その際、洪水浸水想定区域の指定区域は、鮎川にあっては河口から鮎川上流部の日立セメント(株)本鉱体の上流部（滝平新田等を含む）迄、唐津沢流域にあっては、唐津沢鉱体を含む全ての区域について、また、桜川流域にあっては、少なくとも住宅及び鉱工業・採石業等の事業の存する区域について指定すること。</p> <p>6 新産廃最終処分場建設計画地は、鉱業法（昭和25年法律第289号）、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）により、国から露天掘りの許可を得て事業を行っていた休業中の石灰石採掘鉱山である。よって、休業中はもとより、廃業に至った場合でも引き続きの洪水防止、鉱石等落下流出防止等の鉱害防止の義務が課されている。</p> <p>しかしながら、基本計画では当地を取得し得たと仮定した場合のこれらへの対応については何も触れていないこと。</p> <p>7 「エコフロかさま」での、これまでに発生した環境汚染、浸出水処理施設トラブル、地震に因る影響等の事案に殆ど触れておらず、同様の事案の発生が懸念されること。</p> <p>8 今後、茨城県から福島県にかけて発生されるとされている巨大地震（日立市では震度7）による当該最終処分場（計画地）への具体的な影響評価が全くなされていないこと（注11）。</p> <p>（注11）基本計画では、唐津沢の西北10キロ余のところに複数の活断層が明記され、予定地のボーリング調査でも複数の断層が確認されたが、問題なしとしている。</p> <p>9 当地の12km南方に東海第二原子力発電所（1978年稼働）があり、過酷事故時には最終処分場が運転できず、公衆衛生上の大問題の発生が予測されるが、それらの危機管理対応等が明確には示されていないこと。</p> <p>10 浸出水処理施設に脱塩処理施設等が付帯していないこと等による日立市下水処理場への影響が検討されていないこと。また、市民報告会では、浸出水処理水は日立市公共下水道へ放流する、としてきたが、処理水水質を河川への排</p>		

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
		<p>水基準に変更したため、鮎川にも排出し得ることになる。</p> <p>11 「山側道路」から4kmもの新設道路を建設することが、そもそも最終処分場選定基準に違反しており、想定外の財政負担となること。 また、新設道路建設により生活環境の悪化、自然破壊、桜川への甚大な影響が発生することにも触れていないこと。</p> <p>12 新産廃最終処分場建設工事は新設道路ではなく、県道37号線を使用するとの説明が2021年12月4日の「中間報告会」で示された。これは、一方的で重大な方針転換であるが、基本計画には記載されていないこと。</p> <p>13 日常的に全市的な交通渋滞が発生することによる生活と生産への影響に触れていないこと。</p> <p>14 日立市に日本最大級の廃棄物処理センターが建設されることにより発生する風評被害、市民のストレス、地域の衰退等、負の側面についての分析がなされていないこと。</p> <p>15 産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設としての焼却施設を民間事業者が設置主体となる可能性については否定していないこと。焼却施設が設置されれば団地を含む周辺住民等、及び周辺の自然環境等への影響は避けられないこと。</p>		